

仕様書

- 1 業務件名 本庁舎他消防用設備等保守点検業務委託
- 2 施行場所
(1) 本庁舎 (甲府市丸の内一丁目18-1)
(2) 南庁舎 (甲府市相生二丁目17-1)
… 南庁舎1・2号館、体育館、相生花菱コミュニティ、
相生福祉センター・保健センター
(3) 南庁舎別館 (甲府市相生一丁目9-7)
(4) 西庁舎 (甲府市宝二丁目8-19)
… 本館(西館)、北館、体育館、旧給食室
(5) 旧南庁舎 (甲府市幸町15-6)
… 1号館(1階フロアのみ)

3 委託期間 契約締結日～令和7年3月14日

4 点検対象設備

	本庁舎	南庁舎他	南庁舎別館	西庁舎	旧南庁舎
(1) 自動火災報知設備	○	○	○	○	
(2) ガス漏れ火災警報設備	○				
(3) 防火・防排煙設備	○	○	○	○	
(4) 屋内、屋外消火栓設備	○	○		○	
(5) 泡消火設備	○				
(6) 移動式消火設備	○				
(7) 消火器具設備	○	○	○	○	○
(8) 誘導灯設備	○	○	○	○	
(9) 連結散水設備	○				
(10) 連結送水設備	○				
(11) 避難器具設備		○	○	○	
(12) 非常放送設備		○	○		
(13) 防火設備定期検査	○				
(14) 火災予兆センサ点検	○				
(15) 防火対象物点検	○	○			
(16) 防災管理点検	○				

- 5 点検内容 消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づき適正に行うものとする。
防火設備定期検査は、建築基準法第12条に基づき適正に行うものとする。
点検業務は、資格を有する者が行うこと。(消防設備士免状の交付を受けて
いる者、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者、防災管理点検資格
者、防火設備検査員等)
点検対象設備及び点検内容等の詳細については、別紙「消防用設備等点検
一覧表」を参照すること。

- 6 点検回数 消防用設備点検
- | | |
|-----------------|------------|
| ・ 外観機能点検 | 1回 |
| ・ 総合点検(外観機能点検含) | 1回の計2回とする。 |
| 火災予兆センサ点検 | 1回 |
| 防火設備定期検査 | 1回 |
| 防火対象物点検 | 1回 |
| 防災管理点検 | 1回 |

- 7 点検日時 点検実施の際は、事前に委託者に連絡し、委託者の業務に支障が生じないよう、日程の協議調整を行った上で実施すること。
なお、委託者の業務上、休日・祝日に点検実施となる場合がある。
- 8 点検報告 各点検毎に関係法令指定様式を使用し、報告書を提出すること。
報告書については、2. (1)～(5)に記載する各施設毎に作成すること。
また、総合点検においては所轄消防署提出用の概要報告書を2部提出し、
所轄消防署へ報告すること。防火対象物点検・防災管理点検についても、
所轄消防署へ報告するものとする。
- 9 故障対応等 期間中の故障等については、早急に対処すること。
また、庁舎の防火訓練等を実施する際は、協力・支援することとする。
- 10 安全管理 来庁者及び職員等の安全確保については十分留意すること。
- 11 その他 この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者がその都度、
協議の上、決定することとする。

以 上